

65歳以上の方の介護保険料 令和6～8年度(2024～2026年度)

| 所得段階 | 対象となる方 | | 保険料の調整率 | 保険料(年額) |
|-------|---|-------------------------------------|--------------|-----------|
| 第1段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者の方 ・老齢福祉年金^{※1}受給者で世帯全員が市県民税非課税の方 ・世帯全員が市県民税非課税で前年の課税年金収入額^{※2}とその他の合計所得金額^{※4}の合計が80万円以下の方 | | 基準額 ×0.25 | 18,700 円 |
| 第2段階 | 世帯全員が市県民税非課税 | 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円以下の方 | 基準額 ×0.40 | 30,000 円 |
| 第3段階 | | 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える方 | 基準額 ×0.65 | 48,700 円 |
| 第4段階 | 世帯の誰かに市県民税が課税されているが、本人は市県民税非課税 | 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方 | 基準額 ×0.90 | 67,500 円 |
| 第5段階 | | 前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超える方 | 基準額 | 75,000 円 |
| 第6段階 | 本人が市県民税課税 | 合計所得金額 ^{※3} が125万円未満の方 | 基準額 ×1.20 | 90,000 円 |
| 第7段階 | | 合計所得金額が125万円以上190万円未満の方 | 基準額 ×1.25 | 93,700 円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が190万円以上210万円未満の方 | 基準額 ×1.45 | 108,700 円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が210万円以上250万円未満の方 | 基準額 ×1.55 | 116,200 円 |
| 第10段階 | | 合計所得金額が250万円以上290万円未満の方 | 基準額 ×1.75 | 131,200 円 |
| 第11段階 | | 合計所得金額が290万円以上320万円未満の方 | 基準額 ×1.80 | 135,000 円 |
| 第12段階 | | 合計所得金額が320万円以上420万円未満の方 | 基準額 ×1.85 | 138,700 円 |
| 第13段階 | | 合計所得金額が420万円以上520万円未満の方 | 基準額 ×1.90 | 142,500 円 |
| 第14段階 | | 合計所得金額が520万円以上620万円未満の方 | 基準額 ×2.00 | 150,000 円 |
| 第15段階 | | 合計所得金額が620万円以上720万円未満の方 | 基準額 ×2.10 | 157,500 円 |
| 第16段階 | | 合計所得金額が720万円以上の方 | 基準額 ×2.20 | 165,000 円 |

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たした方が受けている年金です。

※2 課税年金収入額 国民年金・厚生年金・共済年金等課税対象となる種類の年金収入額のことです。なお、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

※3 合計所得金額 収入から必要経費相当額を差し引いた額です。また「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」がある場合は控除後の金額です。(令和3～5年度の第6段階以上については「給与所得及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円」を控除した金額です。)

※4 その他の合計所得金額 合計所得金額から年金所得額を差し引いた額です。第1～5段階については「その他の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円」を控除した金額です。